

プロジェクト 税効果会計

項目 第 27 回専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、前回の税効果会計専門委員会（第 27 回・2015 年 10 月 26 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメント対応案及び税効果会計に適用する税率に関する取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

**本公開草案に対するコメント対応案について聞かれた意見
（各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い）**

2. 事務局より、「各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い他」に対するコメント対応案について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

本公開草案第 16 項修正文案のなお書きの記載に賛成する意見

- (1) 監査委員会報告第 66 号の下で 5 つの分類の計上額を踏まえて判断していたという実務があったとすれば、なお書きのガイダンスによって明文化したとしても弊害はないと考える。

本公開草案第 16 項修正文案のなお書きの記載は不要であるとする意見

- (1) 多くのケースでは、要件からの乖離度合いにより分類を判断できるとしている一方で、計上額を踏まえて分類する方法も明示することは、却って混乱が生じる可能性があるのではないか。
- (2) 仮に、要件からの乖離度合いによっても分類を判断することが困難である場合には、回収可能性に関する原則的な考え方に則って分類を判断することが想定されるので、追加したなお書きは不要なのではないか。
- (3) 仮に、なお書きを削除したとしても、要件からの乖離度合いによって分類を判断することが困難である場合、実務上、計上額を踏まえて分類することになると考えられ、明示しない場合でも実務は混乱しないものとする。

（（分類 1）に該当する企業等における「回収可能性があるものとする」取扱い）

3. 事務局より、「（分類 1）に該当する企業等における「回収可能性があるものとする」

取扱い」に対するコメント対応案について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局提案に賛成するが、方針を明確にすべきとする意見

- (1) (分類 1) の場合、解消がほとんど見込まれなく永久差異に性質が類似する将来減算一時差異に係るものについて、繰延税金資産を計上しないことができるかどうか明確にすべきである。
- (2) 事務局提案に賛成であるが、実務上はある程度の柔軟性があることを許容するのか、任意に繰延税金資産の計上額を判断できないようにするのかを明確にすべきである。

(スケジューリングの定義に関する事項)

4. 事務局より、スケジューリングの定義に関する事項について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

本公開草案第 21 項の取扱いは個々の状況によってばらつきが生じる可能性があるとの意見

- (1) 事務局提案における本公開草案第 21 項の修正文案は本公開草案第 13 項との関係が整理されたものの、将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれることについてのガイダンスは示されていないため、個々の状況によってばらつきが生じる可能性があると考えられる。

(合理的な説明に関する取扱い)

5. 事務局より、合理的な説明に関する取扱いに対するコメント対応案について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

案 1「反証」に賛成する意見

- (1) 「反証」とした場合には、企業が合理的な根拠をもって説明することが必要になるため案 1 に賛成する。
- (2) 公開草案の「合理的な説明」という言葉は読み手によって受け止め方が異なるものと考えられ、案 1 に賛成する。
- (3) 案 2 の「合理的な根拠によって裏付けられる場合」というのは、監査上の取扱いという印象を受けるため、会計基準としては案 1 が良いと考える。
- (4) 「反証」という言葉の方が、作成者が何か根拠を示す前提になるので、より明確になると考える。仮に案 2 を採用した場合、読み手の統一感が必要になるため、表現については再度検討する必要があると考える。

案2「合理的な根拠によって裏付けられる」に賛成する意見

- (1) 回収可能性について作成者が行動を起こすことは、財務諸表作成のプロセスからは当然であり、案2に賛成する。作成者が合理的な根拠によって裏付けられると考えて説明したものを、監査の中で正しくないと判断するのであれば、監査人も同様の根拠をもって示す必要がある。
- (2) 5年を超える見積期間を反証することは困難であるため、案2が良いと考える。将来の見積りに関する事項であり、主観的な要素があるため、作成者がこの裏付けを行うことを要件とすべきと考える。

その他の意見

- (1) 「合理的な根拠によって裏付けられる場合」とは、受動的に裏付けられるものなのか、作成者が能動的に裏付けることが必要なのか、のいずれを意図しているかについて明確にする必要がある。
- (2) 事務局提案に代えて、「合理的な根拠がある場合」と客観的な事象の有無の状態を表す文言を使用してはどうか。
- (3) 「合理的な根拠によって裏付けられる場合」によると、将来一定の事実の発生が合理的な根拠をもって裏付けられるならば、作成者の行動は不要であると読めるため、表現については再検討する必要がある。

税効果会計に適用する税率に関する取扱いについて聞かれた意見

6. 事務局より、「税効果会計に適用する税率に関する取扱い」の方向性を踏まえた具体的な文案について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

記載内容に関する意見

- (1) 決算日に改正条例が成立していない場合に超過課税に関する差分を考慮する取扱いは、3月決算企業における期末間際での作業となり、影響額に比して煩雑になると考えられるため、どの程度織り込む必要があるか。
- (2) 住民税及び事業税に関して超過課税による税率で課税する場合、差分を考慮する方法として2通りの方法が示されているが、連結グループ内で統一する必要があるかどうか。
- (3) 住民税及び事業税の場合には改正地方税法が国会で成立していない場合の取扱いが記載されているので、法人税等の場合も当該取扱いを記載してはどうか。

以 上